

中津市人権を尊重する社会づくり推進条例

(目的)

**第1条** この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊  
び、社会的身分、門地、人種、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別や人権侵害  
をなくすための行動を促すとともに、市と市民の協働による真にすべての人々の人権を尊重する  
社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

**第2条** 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って施策を策定し、総合的かつ計  
画的に推進するものとする。

(市民の責務)

**第3条** 市民は、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、互いに人権が尊重さ  
れる社会づくりが推進されるよう努めるものとする。

(施策の推進)

**第4条** 市は、人権に関する施策を効果的に推進するため、国及び県と連携するとともに、市民の  
人権意識の高揚を図る啓発活動及び人権問題に関する情報の提供等に努めるものとする。

(審議会)

**第5条** 市は、人権を尊重する社会づくりを推進するための総合的な施策について審議するために  
中津市人権啓発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 前項に規定する審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成22年4月1日から施行する。